

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月17日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 英久
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田1丁目1番2号(新川崎三井ビルディング)
【電話番号】	大代表(044)520-0034
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部総合企画部長 濱高 和長
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田四丁目32番1号(東京日産西五反田ビル2号館)
【電話番号】	代表(03)6867-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部総合企画部長 濱高 和長
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 (東京都品川区西五反田四丁目32番1号(東京日産西五反田ビル2号館)) 不二サッシ株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市浪速区湊町一丁目4番38号(近鉄新難波ビル)) 不二サッシ株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号(北浦和大栄ビル4階)) 不二サッシ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区泉一丁目9番22号(名古屋B Xビル7階)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成26年2月14日開催の当社取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社の事業の一部を会社分割（吸収分割）し、当社の100%子会社である㈱不二サッシ関東に承継することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（平成25年3月31日現在）

商号	㈱不二サッシ関東
本店の所在地	東京都千代田区猿樂町2-8-4（菊英ビル1F）
代表者の氏名	代表取締役社長 坂 健治
資本金の額	100百万円
純資産の額	116百万円
総資産の額	470百万円
事業の内容	建材事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	1,489	1,509	1,653
営業利益（百万円）	21	25	36
経常利益（百万円）	21	25	36
当期純利益（百万円）	18	17	25

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	不二サッシ㈱（提出会社）
大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は、当社100%出資の連結子会社であります。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	相手会社は、当社の金属製建具を販売しております。

### (2) 当該吸収分割の目的

当社グループでは、当社住宅建材部門およびグループ会社の住宅建材販売会社が一体となり諸政策を全国展開し、売上・利益拡大に結び付けていますが、来期以降さらなる利益拡大を図るためには、従来以上に地域での連携強化が必要であり、重複業務の効率化を図りながら、迅速かつ柔軟に施策を実行することが不可欠であります。

本組織再編の目的は、地域販売一体会社として情報を一元管理し、迅速な意思決定によるスピード感のある施策の実行等、収益基盤の強化を図り、事業の継続的発展を目指すことにあります。

### (3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数、その他の財産の内容、その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、既存の㈱不二サッシ関東（当社の100%子会社）を承継会社とする吸収分割です。分割会社（不二サッシ㈱）は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行います。

#### 吸収分割の日程

当事業の一部を㈱不二サッシ関東が承継する吸収分割

吸収分割契約書承認取締役会	平成26年 2月14日
吸収分割契約書調印	平成26年 2月14日
吸収分割契約効力発生日	平成26年 4月 1日

#### 株式の割当

㈱不二サッシ関東が分割に際して発行する株式は400株であり、その全てを当社に割り当てます。

#### 増加する資本金及び資本準備金

当社においては、㈱不二サッシ関東に承継させる純資産の額を子会社株式に計上し、㈱不二サッシ関東においては、承継した純資産を資本準備金に計上いたします。

#### 承継会社が承継する権利義務

本件会社分割に際し、㈱不二サッシ関東は、分割期日において当社の住宅建材関東営業部に係る事業の分割契約書に基づく資産、負債および権利義務を承継いたします。債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。

#### 債務履行の見込み

本会社分割に際して、分割会社および承継会社が負担すべき債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

#### その他の吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、以下のとおりです。

### 吸収分割契約書

不二サッシ株式会社（以下「甲」という）と、株式会社不二サッシ関東（以下「乙」という）とは、甲の事業の一部に関する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり契約する。

#### 第1条（目的）

甲は、その経営する事業のうち、住宅建材事業部関東営業部に係る事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を、平成26年4月1日付をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### 第2条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

##### (1) 吸収分割会社（甲）

（商号）不二サッシ株式会社

（住所）神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 新川崎三井ビルディング

##### (2) 吸収分割承継会社（乙）

（商号）株式会社不二サッシ関東

（住所）東京都千代田区猿楽町二丁目8番4号

#### 第3条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、第5条に定める承継する権利義務の対価として、普通株式（譲渡制限株式）400株を新たに発行し、その全てを甲に交付する。

#### 第4条（会社分割による増減する資本金）

乙が本件分割により増加する資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。

資本金 0円

資本準備金 会社計算規則第37条の定めるところに従って、乙が別途定める額

#### 第5条（分割により承継する権利義務）

1. 甲は、本件事業に係る平成25年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、本件分割の効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。
2. 甲は、平成25年12月31日から本件分割の効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

#### 第6条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約書につき株主総会の承認を得ないで分割する。
2. 乙は、平成26年2月25日開催の株主総会において、本契約書の承認その他本件分割に必要な事項に関する承認を求める。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第7条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成26年4月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第8条（競業避止義務の不存在）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業と競業する事業を行うことができる。

#### 第9条（本契約の変更又は解除）

本契約書締結後、本件分割の効力発生日までの間に、本件事業又は甲及び乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第11条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月14日

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号  
新川崎三井ビルディング  
（甲）不二サッシ株式会社  
代表取締役社長 土屋 英久

東京都千代田区猿楽町二丁目8番4号  
（乙）株式会社不二サッシ関東  
代表取締役社長 坂 健治

#### (4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割会社は、承継会社の発行済株式の100%を保有しており、かつ、承継会社が本件分割に際して新たに発行する普通株式のすべてが分割会社に交付されるため、その交付される株式の数にかかわらず、分割会社の純資産額に変動は生じません。そのため、両当事者が任意に合意したところに従い、承継会社が本件分割に際して分割会社に交付する譲渡制限株式の数を400株と決めました。但し、「本件分割の効力発生日（平成26年4月1日）の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、両当事者が協議の上これを変更することができるものと定めております。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	(株)不二サッシ関東
本店の所在地	東京都千代田区(予定)
代表者の氏名	代表取締役社長 坂 健治(予定)
資本金の額	100百万円(予定)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	建材事業

以 上